

《相模原市の小児医療費助成事業の対象拡大に伴う変更について》

平成30年10月診療分（11月提出分）から相模原市が実施する小児医療費助成事業の助成対象が拡大されます。

- 新たな公費負担者番号が追加されます。
- 拡大された助成対象者については、1回500円の患者一部負担金の徴収があります。（ただし、薬局における調剤及び養育者の市民税が非課税の場合は除きます。）

【拡大となる助成事業内容】

- 中学1年生から中学3年生まで
- 医科、歯科、調剤及び訪問看護の通院医療

【患者一部負担金】

- 1回につき500円
- 500円に満たない場合はその額を徴収
- 調剤は負担金徴収対象外
- 養育者の市民税が非課税の場合は負担金徴収対象外
- 月額上限額の設定はなし

※従来、償還払いにより助成していた中学1年生～中学3年生の入院医療については、現物給付に変更となります。

◎拡大に伴う変更点

平成30年9月診療分まで				平成30年10月診療分から			
		0～小学6年生	中学1～3年生			0～小学6年生	中学1～3年生
医科	入院	全額助成	全額助成（償還）	医科	入院	全額助成	全額助成
	外来	全額助成	3割負担 （助成対象外）		外来	全額助成	通院1回500円負担
歯科		全額助成		歯科	全額助成	通院1回500円負担	
調剤		全額助成		調剤	全額助成	全額助成	
訪問		全額助成		訪問	全額助成	通院1回500円負担	

拡大・変更分

◎新小児医療証について

- 平成30年10月1日から使用可能です。
- 申請手続き後、平成30年9月下旬以降に交付されます。
- 「自己負担上限額（一部負担金）」欄に徴収金額が表示されます。